

法人なかま

2024.November

11

No.585

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 法人会からのお知らせ
新年号名刺広告協賛のご案内
- 06 税制改正に関する提言
- 07 大規模法人説明会
- 08 ミュージカル
『ラブ・ネバー・ダイ』を
鑑賞しませんか！
- 09 神田わが街
中外徽章株式会社
代表取締役社長 古田 雄一郎 氏
- 11 税務署からのお知らせ
年末調整手続の電子化で
業務の効率化
- 13 食いしん坊手帖
さんほれ
- 15 コラム
歳川 隆雄 レポート
- 16 鈴木涼介税理士事務所
税理士からのアドバイス
- 17 税法実務研修会
開催予定表



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

		11月																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
● 決算法人説明会 (集合 & オンライン形式)	 																																		
テーマ 第1部「会社の決算と申告の実務」 第2部「法人税法等改正・消費税の概要」 第3部「源泉所得税のチェックポイント」						日時:令和6年11月6日(水) 午後1時30分~4時30分 会場:神田法人会2階セミナールーム 講師:東京税理士会神田支部所属 税理士 神田税務署 法人課税部門担当																													
● 源泉部会「年末調整説明会」 (集合 & オンライン形式)	 																																		
テーマ 年末調整について												日時:令和6年11月12日(火) 午後2時~4時30分 会場:日本教育会館 8階 第二会議室 講師:神田税務署 担当																							
● 税法実務研修会 (集合 & オンライン形式)	 																																		
テーマ 法人税の税額計算・特別控除等												日時:令和6年11月19日(火) 午後2時~4時 会場:神田法人会2階セミナールーム 講師:東京税理士会神田支部所属 税理士																							
● 大規模法人説明会 (集合 & オンライン形式)	 																																		
テーマ 税務行政の現状と課題 令和6年度の税制改正について 税務行政の DX												日時:令和6年11月20日(水) 午後2時~4時 会場:日本教育会館 707号室 講師:東京国税局 調査部部長 東京国税局 調査第一部調査審理課担当 東京国税局 総務部企画課担当																							
● 新設法人説明会 (集合形式)																																			
テーマ ① 設立時の届出書類等について ② 知っておきたい法人税について ③ 消費税のあらし、印紙税について ④ 源泉徴収のしかた																									日時:令和6年11月26日(火) 午後1時30分~3時30分 会場:神田法人会2階セミナールーム 講師:神田税務署 法人課税部門担当										

税の暦

11月の税務



- **11月11日**
 - 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- **11月15日**
 - 2 所得税の予定納税額の減額申請
- **12月2日**
 - 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
 - 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 - 5 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税)
 - 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 8 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
- **11月中において都道府県の条例で定める日**
 - 11 個人事業税の納付(第2期分)

※税を考える週間…11月11日~17日

[確定申告書等(申告のお知らせ)]

決算期	発送予定日
令和6年10月	11月26日(火)
令和6年11月	12月26日(木)

[予定(中間)申告書]

決算期	発送予定日
令和7年4月(7月・10月・1月)	12月5日(木)
令和7年5月(8月・11月・2月)	1月8日(水)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



みんながつながる第一歩!

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- 将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- 今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- 各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、入力フォームからご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページのバナーからアクセスし、入力フォームからご登録ください

ココをクリック



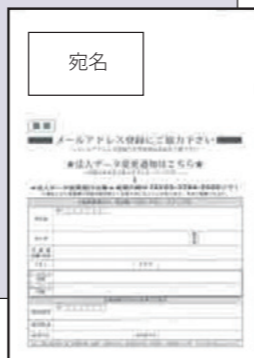
FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

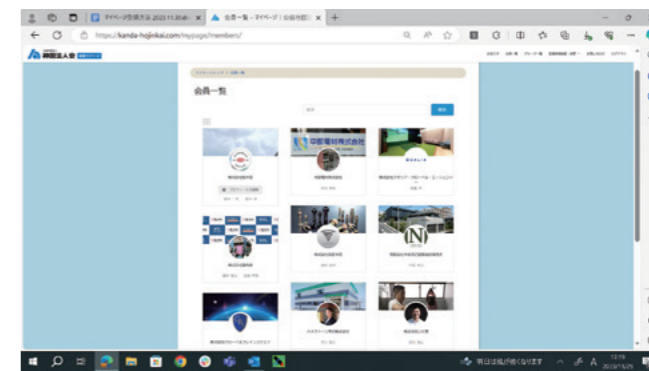


ご注意事項

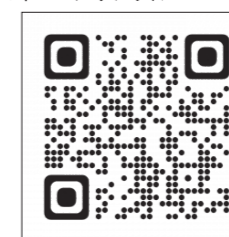
- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス避けるため、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

マイページ (会員情報) 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載!
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能!
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能!
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能!

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段: 会員番号またはメールアドレス
下段: パスワード

※初期パスワードはKanda3150です。「K」は大文字入力をお願いします。また、ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてからご利用が可能になるまでに概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ (会員情報) 運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~-012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

神田法人会から本誌令和7年1月(新年)号へ

広報誌新年号 名刺広告協賛のご案内

税を軸に
活動を広げる
法人会の広報誌に
広告を掲載しよう!



本年度も新年号に新年のご挨拶の意味も込めて掲載する名刺広告の募集をさせていただきます。会員の皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

本年度よりホームページのリニューアルに併せ広報誌をホームページ上でも閲覧が可能となりました。広告掲載もより広く発信されていきますので会社のPR等に是非ご活用ください。

掲載料 ●1枠(縦26mm×横80mm) ¥12,000(税込) ●お写真・ロゴマーク等は必須ではありません。

【見本】原寸大 イメージと記載内容は一例です。

イメージ1 (代表者様の顔写真等)



株式会社 法人なかま
代表取締役会長
神田 太郎
千代田区神田錦町3-13
TEL.3294-2531 FAX.3294-2500
http://www.kanda-hojinkai.com

イメージ2 (会社のロゴマーク等)



株式会社 法人なかま
代表取締役会長 **神田 太郎**
千代田区神田錦町3-13 TEL.3294-2531 FAX.3294-2500
http://www.kanda-hojinkai.com

イメージ3 (商品例等)



レストラン法人なかま 神田店
代表取締役会長 **神田 太郎**
千代田区神田錦町3-13 TEL.3294-2531
[営業時間] 月~金(昼)11:00~14:30(夜)17:00~22:30/土(夜)18:00~22:00

申込〆切日

11月22日(金)

お申込は**当会HP「お問合せ」**又は下記内容を**FAX(03-3294-2500)**でお送りください。
追って担当者よりご連絡致します。

法人名	
ご担当者名	様
電話番号	
HP上の 広報誌面への表記	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

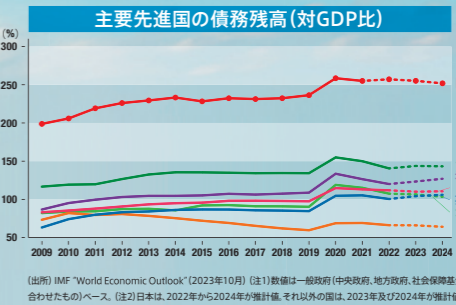
新年号への名刺広告は会員のみへのご案内とさせていただきます。他にも広告掲載のサービスがございますので、お気軽にご相談ください。

法人会からの提言

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への帰帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を狙うべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
・ことも・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳入改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・国会自身が「まず陣羽織始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。
(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
(3)中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。
(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
(2)取引相場のない株式の評価の見直し
(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。
(1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは



提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



令和6年度

大規模法人説明会



テーマ

税務行政の現状と課題

東京国税局 調査部部長

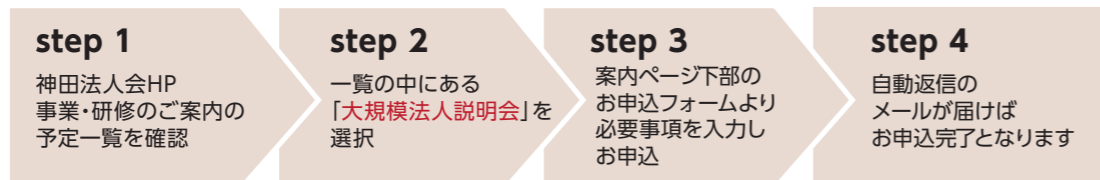
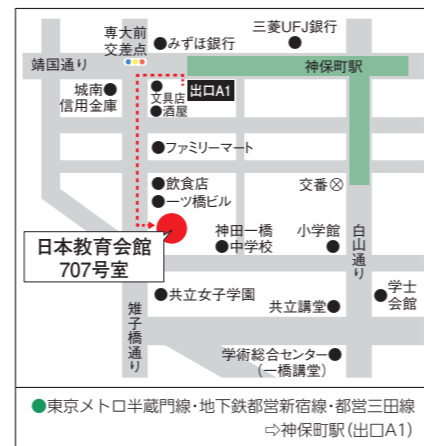
令和6年度の税制改正について

東京国税局 調査第一部調査審理課担当官

税務行政のDX

東京国税局 総務部企画課担当官

日時	令和6年11月20日(水) 午後2時~4時
会場	日本教育会館 707号室 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2) ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
会費	無料
定員	会場 70名様まで オンライン 500名様まで
申込期日	11月12日(火)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります



お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

- 会場申込について**
 - ①お申込代表者様より参加者名・人数を確定の上お申し込みください。
- オンライン申込について**
 - ①原則お申込はご参加者様ごとにご登録ください。
 - ②一つのアドレスで複数名ご参加される場合は登録時に入力フォームへご入力ください。
 - ③当日使用するアドレスをご登録ください。
※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信のご案内致します。アドレスの誤入力、ドメイン設定等ご確認をお願い致します。
- 資料について**
 - ①会場参加者へは紙の資料をお配りします。
 - ②オンライン参加者につきましてはお申込ページ下部の資料用URLよりダウンロードをお願い致します。
※資料ダウンロードは開催5日前より可能です。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

ミュージカル

『ラブ・ネバー・ダイ』 (『オペラ座の怪人』の後日譚) を鑑賞しませんか!

『ラブ・ネバー・ダイ』は、アンドリュー・ロイド＝ウェバーが『オペラ座の怪人』の後日譚として制作したミュージカルです。

あらすじ: オペラ座からファントムが謎の失踪を遂げて10年。ファントムは、コニーアイランドの遊園地に身を隠し、ファンタズマ(見世物小屋)を経営し財をなしていたが、クリスティーヌを想い続けるファントムの気持ちが満たされることはない。一度は彼女への愛を押し殺したファントムだったが、その灯は消えるどころか10年という月日とともに膨らんでいくのだった。一方、ラウルと結婚したクリスティーヌは一児の母となり、オペラ座で活躍していたが、ラウルのギャンブルによる借金が、一家の幸せを脅かします。この事実を知ったファントムは、クリスティーヌがファンタズマに出演すれば多額の報酬を払うと、話をラウルに持ちかける。借金返済のために、ラウルと息子を連れてアメリカへ渡ったクリスティーヌは、この計画の背後にファントムの影を感じ始めてー。



キャスト



市村正親 (ファントム役)



平原綾香 (クリスティーヌ役)

日時	令和7年2月4日(火) 午後6時30分開演 上演時間 約2時間25分(休憩含)
会場	日生劇場 東京都千代田区有楽町1-1-1
観賞チケット数	50枚(1社3名様まで)
観賞チケット代	お一人様13,000円(S席 全席指定) *定価16,000円 *お席はなるべく隣り合わせで調整致しますが、配席の関係上、前後等に分かれる場合があります。



申込方法	当会HP (https://kanda-hojinkai.com) からお申込み後、抽選となります。
申込締切日	令和6年12月13日(金)
抽選結果連絡日	令和6年12月17日(火) メールにてお申込代表者へご連絡致します。
代金振込及びキャンセル締切日	令和6年12月25日(水) *当選者の方には振込先等の詳細は当選メールにてご連絡致します。
留意事項	当選者の方で期日迄にご入金の確認が出来ない場合は予告なくキャンセル扱いとなります。期日以降のキャンセルの場合チケット代のご返金は不可となりますのでご留意願います。

中外徽章株式会社

昭和7年、古田雄二が京橋区で創立。昭和12年に神田小川町に移転し現在に至る。そもそも徽章業は軍部との関わりが深かったが、戦後は一変、スポーツ界と結びつき発展してきた。同社は我が国のスポーツ徽章の草分けであり、3代にわたってスポーツ徽章の発展に努めてきた。

企業データ

●東京都千代田区神田小川町3丁目2番地
TEL 03-3294-3431 (代)

2024年11月現在



今はゴルフが多いが30歳で結婚するまではよく釣りに行っていたという雄一朗さん。子供の頃から倉庫にあった金型に蠟を流し込んでメダルなどを作って遊んでいたという

栄光の象徴 きしょう 徽章の軌跡と未来

徽章業発祥の地

九段下から飯田橋方面へ目白通りを300mほど行くと、「東京大神宮」の石柱が左手に見えてくる。石柱手前の西に延びる緩やかな坂道を上ると縁結びで有名な東京大神宮にたどり着く。石柱のはす向かい、目白通り沿いには「徽章業発祥の地」と刻まれた碑がひっそりと建っている。碑によると、1885年(明治18年)に、鈴木梅吉が日本帝国徽章商會をこの付近で創業し、これが我が国の民間の徽章業のはじまりであると記されている。現在でも、この辺りは徽章業に従事する人が多いとも。今回紹介する中外徽章株式会社が本社ビルを構えるのは、九段下から靖国通りを1kmほど東へ向かった神田小川町3丁目である。

「日本帝国徽章商會から独立していった方々が、この辺で会社を興したので、今でも千代田区や文京区には同業者が多いんです。我々の組合である全東京記章商工協同組合があるのも文京区の本駒込です」と話すのは、中外徽章3代目の古田雄一朗社長。同社は現社長の祖父、故・古田雄二が1932年(昭和7年)に創立した。同年3月には満州国が建国され、2ヵ月後には五・一五事件が起きた。軍備拡張が進む中で、功勞勲章など関東軍からの大量発注に応えるため2年後の1934年に同社は夢の都、大連に進出。大連支店を開設し、翌年には新京支店を設

立。勢いは止まらず1936年、天津出張所を開設。翌年には京橋区にあった本社を現在の神田区小川町に移転。さらに翌1938年には北京に中外徽章製作所を設立。破竹の勢いで中国進出を果たしたが、戦況の悪化に伴い1940年代に引き揚げを開始し、1944年に信州上諏訪に家族で疎開した。翌年には東京大空襲で神田小川町の本社が消失。中国での事業も失い、東京も焦土と化し、普通なら茫然自失となるところだが、創業者は気丈だった。いち早く信州から神田に戻り焼け跡から銀地金を掘り出し、バラックを建て、終戦の翌年には営業を開始。工場設備も復旧させ、進駐軍からのバッジや銀器のオーダーを大量に受注した。これが復興の足掛かりとなったのだ。

オリンピックや万博が後押し

「戦後、この業界が発展してきた背景には、オリンピックや万博といった大イベントがありました。メダルや記念バッジ、コインなどの制作から販売まで、組合が一括で受注して加盟会社に振り分けられたのです」と3代目は語る。その先駆けとなったのが1964年の東京オリンピックである。祖父は創設されたばかりの「全国記章事業推進会」の販売部の責任者となり、オリンピック組織委員会と折衝を重ね、多くの製品を納品することに成功。これにより業界全体が発展した。



これは1964年の東京オリンピックの際に各国のプレス(報道)がつけていたバッジ



陸上自衛隊の記念バッジ。今でも防衛省はお得意先の一つである

その功績が認められて、1970年には「札幌冬季オリンピック記念記章協会」の会長に就任、札幌オリンピックでも大成功を収め、その翌年に設立された「日本スポーツ記章協会」(現・日本イベント・スポーツ記念品事業協同組合)の副会長に就任。こうして同社は我が国の徽章業界の中心的存在になり、2代目、3代目も業界団体の要職に就き、現在に至っている。

近代オリンピックの創始者、フランスのクーベルタンが唱えたオリンピックの精神とは「スポーツを通して心身を向上させ」、「文化・国籍などさまざまな違いを乗り越え」、「友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」である。究極の目標はスポーツを通じた世界平和と人間育成である。しかし、IOC(国際オリンピック委員会)は1984年のロサンゼルス大会以降、テレビ放映権やスポンサー収入を重視するようになった。年々商業主義色が濃くなり、2020年の東京オリンピックでは汚職、談合といった負のレガシーを残してしまった。

「商業主義色が強まるに従って大手広告代理店の影響力が強くなり、長野オリンピック以降、そこにぶらさがっている企業が徽章関連の事業を受注しているんです。これまでオリンピックを縁の下で支えてきたはずの我々の組合は門前払いです。当然、我々でないと国内では作れませんから、受注した企業が海外に発注しているんです。国内で開催するオリンピックの販売用のバッジ等が海外で作られているなんて、やるせないですよ。我々の血税も投入されているイベントなのに」と3代目は憤る。万博なども同様で、業界は大きな打撃を受けているという。

全日本プロレスのチャンピオンベルト

2022年に神田法人会の厚生委員会が、元競泳選手の岩崎恭子さんによる健康講演会を学士会館で開催した。同委員会は会員に対する福利厚生を充実を目的とし、年に数回こうした研修事業を実施している。昨年からは、厚生委員会の委員長を務めているの

が雄一朗さんである。「岩崎さんに金メダルを見せていただいたのですが、メッキではなく本物なので驚きました。金が高騰してしまった今では絶対にできませんね」と雄一朗さんは語る。徽章の中で、メダルや記念コインは特注品と呼ばれる。それに対して、トロフィーやカップはカタログ品と呼ぶ。現在、中外徽章は小売業という立ち位置であり、トロフィーやカップの注文が入るとメーカーに発注する。一方、特注品は同社から独立した職人たちに制作を依頼する。たとえばメダルであれば、まず金型を作り、プレスをし、メッキを張り、色入れをする。それぞれの工程に専門の業者がいる。しかし、どの業者も後継者不足に直面していて、高齢化が進んでいる。一方で、これまではメーカー、問屋、小売がしっかりと役割分担をしてきたが、インターネットの普及に伴い、メーカーが直販するようになった。昨今では業界の構造変化はどこでも起こりうることだが、昨日までのビジネスパートナーと、ある面で競合することになるのだ。価格勝負ではメーカーには勝てない。そのため、3代目は特注品の比率を上げるべく舵取りをし、現在は売上の半分以上を特注品が占めるようになった。「元々、私は手先が器用な方だったので、プレスや色入れを自分でやることもあります。業者に発注するより、自分でやった方が納得のいく仕上がりになることもあるんです(笑)。会社の創成期はこの地下でプレスやメッキをしていたので、いつかは自社でまた本格的にやりたいと考えています。法人会にはエネルギーな方々が多いので、とても刺激になります。これまで私は守りに徹してきましたが、変えることも必要なのではないかという考えが日増しに強くなっています」と3代目。

かつて、プロレスが国民的娯楽だった時代、今は亡きジャイアント馬場さんが、何度か同社を訪れたことがあるという。全日本プロレスのチャンピオンベル

トを同社が手がけていたのである。「ジャンボ鶴田さんの結婚式に父に連れて行かれたのを覚えています」と往時を振り返る雄一朗さん。プロレスの全盛期、チャンピオンベルトを懸けて闘うレスラーの姿は、観る者すべてに勇気を与えてくれた。チャンピオンベルトは、その名に相応しき王者の象徴だった。オリンピック、国体、運動会、プロレス、ボウリング、ゴルフ、野球、サッカー。戦後、我が国のスポーツ界の発展の一翼を担ってきた中外徽章。この先、社会にますますデジタルが浸透しようとも、スポーツがある限り、そこには必ずスポーツ徽章があるはずだ。リアルな闘いだからこそ、勝者が手にする象徴もリアルでなければならないのだ。職人の高齢化、大規模プロジェクトの海外流出、資材高騰、業界の構造変化。取り組むべき課題は山積しているが、起死回生のバックドロップを決めて、これからも我が国のスポーツ徽章界を牽引し続けていただきたい。

レポート◎山根和明(広報委員会)

中外徽章株式会社

代表取締役社長
古田雄一朗 (ふるたゆういちろう)

- 1969年 東京都練馬区生まれ
- 1991年 大東文化大学経営学部卒業
- 1992年 株式会社リンクレア入社
(旧ビーコンシステム株式会社)
- 1996年 中外徽章株式会社入社
- 2005年 同社代表取締役社長に就任
- 神田法人会厚生委員会委員長
- 日本イベント・スポーツ記念品事業協同組合理事
- 全東京記章商工協同組合理事



いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で 業務の効率化

みなさん！年末調整の
業務を効率化してみませんか？



何をすればいいですか？

答えは、
**年末調整手続の
電子化！**



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の証明書をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化とは

次の処理を「年末調整手続の電子化」と言います。

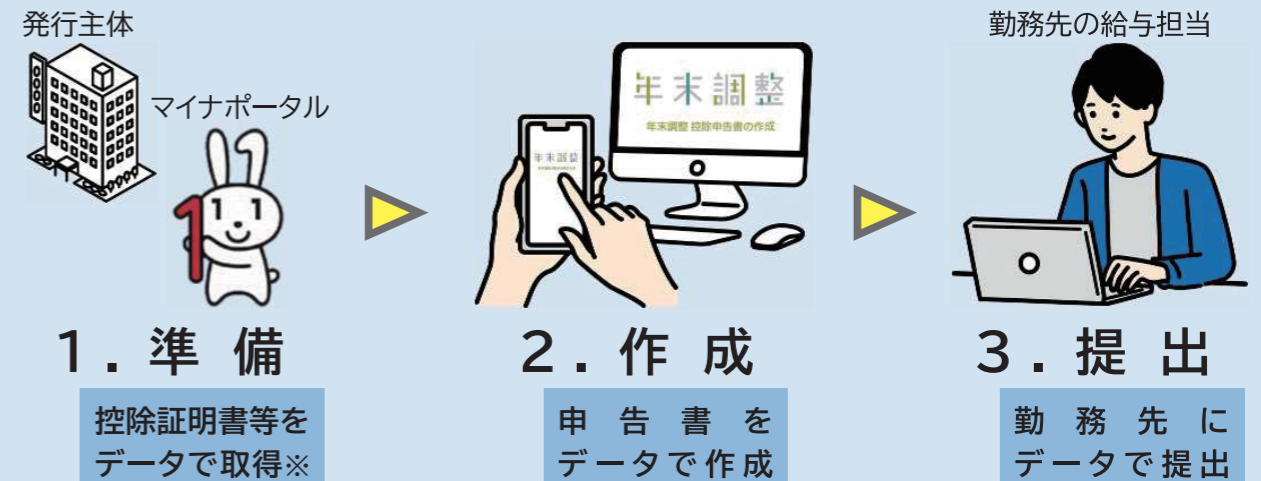
- ① 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ② 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算



年末調整手続の電子化に必要な準備の詳細は、
こちらをご覧ください。



従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」
(年調ソフト)を無償で提供しています。*



※ 年調ソフトでは、給与の収入金額や配偶者の情報等を入力することにより、
定額減税に対応した年末調整に関する申告書を作成します。

令和版

食いしん坊手帖

Vol.20

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



ふぐ刺身のうす造り。料理は目でも楽しむというが、これほど目の保養になる料理はそうない

秋葉原の路地裏に佇む「ふぐ」と「うなぎ」の名店

レポート◎山根和明（広報委員会）



賑やかな高架下から一本入った路地に建つ



落ち着いた雰囲気店内。料理の味をじっくりと楽しめる

3代にわたり秋葉原でふぐ屋を営む

秋葉原ほど目まぐるしく表情を変える街はない。戦後だけでもラジオ・無線の街から始まり、家電製品、オーディオ・パソコン、ゲームソフト、アニメ、マンガ、フィギュアと、その時代を象徴するポップカルチャーを醸成してきた。唯一無二の街である。今では国内のみならず世界各地から集まった種々雑多な人で賑わい、カオス状態を極めていく。ところが、JR秋葉原駅「昭和通り口」から昭和通りを越えて総武線の高架下を浅草橋方面へ歩くと、混沌から郷愁の街へと雰囲気が一変する。せんべろの町、葛飾区立石を彷彿させるホルモンや焼き鳥の看板を掲げた昭和の居酒屋が軒を連ねているのだ。「ふぐと和食処 さんほれ」は、この飲み屋街を一本入った静かな路地にある。「2000年の5月からここで営業しています。その当時、高架下はあんなにお店がなかったんですけどね（笑）。いつの間にかすごく賑やかになりましたね。当時、ホールは妻と妻の母に手伝ってもらっていたのですが、今は妻の妹が来てくれています」と話すのは、店主の安部優さん。安部さんの実家はかつて秋葉原（松永町）で暖簾を掲げていた「ふぐと日本料理 三友」で、33歳の時に独立した形だ。

さんほれ

東京都千代田区神田佐久間町 3-37-1 山茂登ビル 1F
電話：03-3863-8023
●営業時間：【月～土】17:00～22:00 (L.O.21:00)
●定休日：日曜日・祝日



開店以来ホールを仕切っている奥さんとは練成中学（現神田一橋中学）の同級生。実家の「ふぐと日本料理 三友」は昭和9年に祖父が始め、100人収容できる大型店だった。祖父は東京都がふぐ調理師免許制度を開始した年に受講して、ふぐ調理師免許を9番目に取得した。安部家は3代にわたり秋葉原でふぐ屋を営んできたのである。

先人たちを魅了した魔味

席数は全28席。テーブル席が2卓、7人掛けのカウンター、奥の小上がりは掘り炬燵式になっていて、テーブルが2卓。こぢんまりとした清潔感ある店内である。賑々しい居酒屋と違い、取引先の接待でも安心だ。毎朝、豊洲市場に仕入れに行っているとのこと、この日も千葉県産のアジ、玄界灘の白イカ（ケンサキイカ）、気仙沼のカツオ、青森の蒸しアワビ、長崎の地ダコ、鹿児島のカンパチなど各地の旬の美味がラインナップしていた。しかし、人気の料理はコースであり、トラフグコース（8,800円）、うなぎコース（8,800円）、季節コース（6,600円）、天然トラフグコース（18,000円～要予約）の4種類がある（料金は取材時のもので変動する場合があります）。特に秋から冬にかけてはトラフグコースがよく出る。内容はお通し、ふぐ刺身、ふぐ唐揚げ、ふぐちり、雑炊である。ちなみに、ふぐ刺身はテッサとも呼ばれる。諸説あるが、調理法が確立されていなかった江戸時代、毒に当たって亡くなる方が少なかったため、「当たると死ぬ魚」ということでふぐを隠語で鉄砲と呼ぶようになり、その刺身だからテッサとなった。一方、ふぐ鍋は鉄砲のちり鍋だからテッチリ。今でも関西ではテッサ、テッチリが主流である。元々、ふぐ食に関しては豊臣秀吉が安土桃山時代に「河豚食禁止令」を出し、明治時代まで表向きはそれが踏襲されたといわれる。しかし、明治20年に初代総理大臣の伊藤博文が下関でふぐを賞味したところその美味さに驚き翌年、山口県でふぐ料理解禁令が発令された。そして昭和26年に東京都が全国に先駆けてふぐ調理師試験を実施し、免許制度を確立。これ以降、ふぐ毒で亡くなる方は皆無に等しくなった。「河豚は食いたし命は惜しし」という言葉は今も昔だが、命を賭してまで食べたくなる魔力が、ふぐには秘められているということだろう。

ふぐと並ぶうなぎが人気の理由

ふぐ刺身といえば薄造りである。ふぐの身は筋肉質なのでマグロやブリのような平造りでは硬くて噛み切れないのである。だから一枚、一枚丁寧に薄く切るのだが、薄ければ薄いほど調理の難易度は高く



うなぎは「味のドーナツ化現象」が起きていると言われる。都心から離れるほど甘くなるというのだ。つまり元来、江戸前のうなぎは辛口という。実家から譲り受けたタレを継ぎ足して使用しており、これぞ江戸前のうなぎというべき風味を味わえる

なる。しかも、薄造りの場合、一切れの見た目は貧相なので、盛り付けが重要になる。包丁の技術と美的センスを問われるのが、ふぐの薄造りなのである。というわけで、早速ふぐ刺身をいただく。飾り絵が映える藍色の皿の上に、整然と並べられた絹のような白い切り身。皿の模様が透けて見える。中央部には菊の花と浅葱。手前には湯引き皮。ふぐ好きでなくても、食指が動いてしまう。中央部に盛られた切り身を2枚箸でつまんで、浅葱を包みポン酢に付ける。噛む。薄いのにはシャキシャキした歯応え。浅葱とポン酢の香りが絶妙なアクセントになり、たんぱくで繊細なふぐの旨味を引き出している。どの魚もそうだが、特に白身魚は締めてすぐよりも寝かせたほうが旨味がしっかりと出る。しかし、寝かせすぎると身が柔らかくなり歯応えが失われる。歯応えと旨味は相反するものだが、さんほれのふぐ刺身は歯応えがあり旨味がある。この日のふぐは長崎産とのことだったが、産地や大きさ、季節などを考慮し、熟成の時間を決めているのだろう。今回はコース料理を賞味せねばなるまい。



ふぐの産地、大分県佐伯市の「ふんご銘醸株式会社」製のオリジナル麦焼酎



日体大デモンstrレーションスキー部出身で以前はスキーの指導者をしていたというご主人。24歳で実家の三友で修行をし、33歳で独立

ふぐ料理と並び人気になっているのがうなぎである。使用するうなぎは主に浜名湖、三河、宮崎、鹿児島と国産にこだわっている。毎朝、生きたうなぎを仕入れて白焼にしている。トラフグと異なり、うなぎはまだ完全養殖が確立されていない。近年は稚魚の水揚げが減ったので、少ない稚魚を大きく育てて出荷する養殖業者が増えている。具体的には1kgあたり3、4尾。このサイズはよくいえば脂がたっぷり乗っていて食べ応えがある。悪くいえば、脂がしつこく骨が硬い。さんほれは昔から主流だった180g前後を今でも使い続けている。1kgあたり5～6尾のサイズが、脂の乗り、身の厚さ、骨のバランスがちょうどいいのである。人気のうなぎ（4,500円）をいただく。メニューに松竹梅はなく、うなぎ一択。1尾分が乗っていて肝吸いまで付いているのでランクでいうと「松」だろう。タレがしっかりと絡んだうなぎは外はパリパリつつも、中はふっくらしていてジューシー。程よい脂に辛口のタレがよく馴染んでいる。これぞ江戸前のうなぎといった感じである。実家から譲り受けたタレに継ぎ足し継ぎ足してきた秘伝のタレだと言うので合点がいった。



広報委員の奥山氏が絶賛していただき巻き卵。砂糖を入れていないので、酒の肴にうってつけ

11月5日の米大統領選で共和党のドナルド・トランプ前大統領が民主党のカマラ・ハリス副大統領を破り、来年1月に再びホワイトハウスの主に返り咲く可能性は53%と、9月下旬～10月上旬までワシントンDC、ニューヨーク、ロサンゼルス、オースティンなど全米各地を視察して帰国されたばかりの杉山晋輔元駐米大使（現早稲田大学法学部特命教授）は筆者に語った。同氏とは在米日本大使館1等書記官時代からの長い付き合いである。外務省北米局の現時点でのコンセンサスは逆に55：45の確率でハリス副大統領が勝利するという。本稿では「トランプ大統領」との見立てを基に論考を進める。トランプ氏は時として「神懸かった」ことを口にする。ご本人はキリスト教のプロテスタント長老派信者を自称していたが、実態はどうやら「無宗派のクリスチャン」というのが真相のようだ。トランプ政権時のマイク・ペンス副大統領がキリスト教右派の福音派（エバンジェリカルズ）の敬虔な信者であったことは周知の通りである。その福音派信者は、7月13日（米東部時間）に遊説先のペンシルベニア州パトラーで銃撃されて九死に一生を得たトランプ氏を「神に選ばれし人間」と熱狂的に讃える。その後、自身も演説の冒頭必ず「私がみなさんの前に立っているのは全能の神の恵のおかげだ」と述べ、聴衆の熱い歓声を掻き立てる。一方我が国では、10月1日の衆院本会議で首班指名選挙が行われて自民党元幹事長の石破茂氏が第102代内閣総理大臣に選出された。その石破首相が母方の曾祖父から数えて4代目の敬虔なクリスチャンであることは知らなかった。10月9日の衆院解散2日前の夜、BSフジの「プライムニュース」に出演した作家・元外務省主任分析官の佐藤優氏が石破首相のクリスチャニティについて語っていたのだ。佐藤氏の説明は概ね次の通りだ。石破氏は、プロテスタントのカルヴァン派信者であり、地元の日本基督教団鳥取教会で洗礼を受けている。慶應義塾高校から慶應大学法学部に進学直前の18歳の時だ。鳥取教会は母和子が通っていた。父二郎は旧自治省官僚・元鳥取県知事・参院議員、祖父市造は同県大御門村長で、石破氏は政治家系3代目。母方曾祖父は明治8年に京都の同志社大学の前身である同志社英学校を設立した幕末から明治にかけての教育者・新島襄の愛弟子の牧師・金森通倫である。

なぜ、ここで石破氏のクリスチャニティについて言及するのか。もちろん、理由がある。先の番組の中で佐藤優氏は政治と宗教の関係にも言及した。こう

言った。「石破さんが政治家として目指す目標、いや今や総理ですから石破政権が目指す目標とそのため実現すべき政策と、仮にキリスト教の教義が相反しても石破さんの心の中には矛盾がない。プロテスタントは『聖書』解釈でも歴史的文献とする立場を採るリアリストですから」——。この指摘を聞いて、筆者の胸にすんと落ちた。長きにわたって「党内野党」として「正論アウトサイダー」であり続けた石破氏は、どうやら政治目標の実現のためにはそのプロセスでの豹変・変節を問われても気にかけないようだ。“終わり良ければ全て良し”を信条としているのだろう。因って首相就任記者会見、所信表明演説、党首討論などを通じて野党、メディア、識者から批判される同氏の「有言不実行」「ブレる」「前言撤回」に頓着しない。恐らく、自民党総裁選中の外交・安全保障政策に関する発言で物議を醸した「アジア版NATO構想」と「日米地位協定見直し」はそうした石破氏が企図したタイムライン通りではないかと、筆者は疑っている。トランプ氏が大統領選に勝利すれば、石破氏は年内のニューヨークのトランプタワーでの会談を申し入れるのではないかと、そして実現すれば、会談冒頭に「私とあなたは同じプロテスタントのカルヴァン派と長老派です。神もこの機会を必ずや祝福するでしょう」と語りかける。トランプ氏の対応が今から目に浮かぶ。「シゲル、米日関係は神のご加護があるから間違いなく、より強固な同盟となるはずだ」——。国際政治は容赦ないし、それほど甘くないという声が聞こえて来そうだ。内政、外政を問わず出だしでちょっと躓いただけで叩かれる。それがこの世の常である。気の早い永田町ウォッチャーは、石破政権がいつまで持つかに関心を向け始めた。現状では「短命政権」説が主流派のようだ。識者の中には宇野宗佑元首相の在任期間2カ月と7日を更新して最短政権となると予測する向きもある。だが、ひねくれ者の筆者は来たる総選挙でも自民、公明両党合わせて衆院過半数233議席を辛うじて上回り、石破政権の存続は揺るがないという見立てに立つ。出帆した石破政権の航海は前途多難だ。それでも石破カラーの羅針盤を頼りに大嵐を乗り切れる操舵が出来るのではないかと。

（2024年10月10日、神保町のオフィスにて）

歳川 隆雄（としかわ たかお）

1947年東京生まれ
上智大学英文科中退。
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭の
ジャーナリスト。当会会員。



税理士からの アドバイス

vol.111

社外飲食費の取扱い

鈴木 涼介 税理士

鈴木涼介税理士事務所
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-9-3
喜助神田西口ビル403号室
TEL. 03-6260-8961
FAX. 03-6260-8962



Q. 当社は、社外の者との飲食による支出が多いですが、最近、このような社外飲食費の取扱いが変わったと聞きました。具体的にどのように変わったのか教えてください。



A. 法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものは、法人税の計算において交際費として処理されます。交際費のうち社外の者との飲食その他これに類する行為のために要する費用で、一人当たりの金額が「一定額」以下のものは交際費から除外することができます。令和6年度税制改正においては、この一定額について「10,000円以下」に引き上げられました。

1 交際費課税の趣旨

法人税の計算における交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出するものをいいます（以下「交際費等」といいます。）（措法61の4⑥）。

交際費等は、事業と直接的な関係のある支出であれば、本来、損金の額に算入されるべきものですが、必ずしも事業と直接的な関係のある支出だけではありません。また、交際費等の損金算入を無制限に認めると、法人の冗費や濫費を増大させる可能性があります。そのため、交際費等について原則損金不算入とした上で、法人の区分に応じて、一定の金額までを損金の額に算入することとしています。

2 中小法人等における交際費等の取扱い

法人税の計算における交際費等は、大きく分けて、①期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である等の法人（以下「中小法人等」といいます。）、②中小法人等以外の法人とで取扱いが異なります。ここでは中小法人等を前提に説明します。

中小法人等においては、以下のいずれかの金額が損金不算入となります（措法61の4①②）。

- ①800万円×事業年度の月数／12（＝定額控除限度額）を超える部分の金額
- ②交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）の50%に相当する金額を超える部分の金額

（注）資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人等の一定の法人等は、中小法人等から除かれますので、上記の計算ではありません。

3 社外飲食費

交際費等は、上記1のとおり、得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待等のために支出する費用ですから、社外の者との飲食費（以下「社外飲食費」といいます。）は交際費等に該当することになります。ただし、この社外飲食費については、その飲食の参加者の数で除して計算した金額（一人当たりの飲食費）が一定額以下である場合は、交際費等から除外することができます（措法61の4⑥二）。令和6年度税制改正前は、この交際費等から除外できる「一定額」について、一人当たり「5,000円以下」とされていましたが、同改正により、一人当たり「10,000円以下」に引き上げられました（措令37の5①）。

この改正は、令和6年4月1日以後に支出する交際費等について適用されます（令和6年措令附則16）。ここでいう「支出する交際費等」とは、交際費等の支出の事実があったものをいい、この支出の事実があったときは、「接待等のあったとき」をいいます（措基通64の4(1)～24）。例えば、令和6年3月に接待等が行われ、その支払いをクレジットカードで支払うなどして、令和6年4月以降に金銭の支出があった場合、接待等があったのは令和6年3月になるため、改正前の一人当たり「5,000円」以下かどうかで判定することになりますので注意が必要です。

なお、この交際費等から除外できる社外飲食費の取扱いは、①飲食等のあった年月日、②参加者の氏名又は名称及びその関係、③参加者の人数、④飲食費の額、飲食店等の名称及びその所在地、⑤その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項を記載した書類を保存している場合に限り、適用されます（措法61の4⑥、措規21の18の4）。

令和6年度 税法実務研修会 今後の開催予定表

日程	テーマ
令和6年11月19日(火)	法人税の税額計算・特別控除等
令和7年1月27日(月)	実務上の誤りやすい事例① ※税務調査で指摘・否認される内容等を中心に説明いたします。
2月26日(水)	実務上の誤りやすい事例② ※税務調査で指摘・否認される内容等を中心に説明いたします。

※日程・テーマ等は変更が生じる場合がございます。

※上記研修会はいずれも、開催時刻は午後2時～4時、会場は神田法人会2階セミナールームとなります。詳細な日程や開催方法につきましては、開催1ヶ月前の広報誌に掲載いたしますのでお手元に届き次第ご確認ください。

編集後記

「暑さ寒さも彼岸まで」とよく言いますが、今年もお彼岸が過ぎた途端に驚くほど過ごしやすくなりました。昔の人はよく言ったものだと感じます。

あの7月・8月のうだるような暑さがいつまで続くのかと心配していましたが、季節は巡るものですね。私はシニアサッカーでプレーをしています。シニアサッカーは40歳以上のカテゴリーで、40歳、50歳、60歳、70歳、80歳以上と、各年代でリーグ戦が行われています。私のチームには90歳以上の方もいらっしゃいます。

暑い時期のサッカーでは脱水症や熱中症が最大の問題です。そのため、シニアサッカーではWBGT(暑さ指数)が31以上になると試合は中止となります。WBGTとは、人体と外気との熱のやり取り(熱収

支)に着目した指標で、人体の熱収支に影響を与える3つの要素、①湿度、②日射・輻射などの周辺環境、③気温を取り入れたものです。この指標に基づき、WBGT31以上では試合が中止され、28以上では試合中にクーリングブレイクを、25以上では飲水タイムを設ける必要があります。

この夏の暑さでは、WBGTの値により試合が中止されることが度々あり、シニア選手たちは非常に残念がっていました。しかし、お彼岸が過ぎた今の季節は、絶好のスポーツシーズンです。程よい気温の中、練習や試合に集中できる時期となりました。

この素晴らしい季節を活用して、外に出て体を動かし、スポーツを満喫してみませんか。

広報委員 田中 良一

神田博善 創業100年葬儀と供花で信頼と実績
http://www.hakuzen.co.jp

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか?
会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局(☎3294-2531)広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	料金
トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

ⓂL/C 「5-785」

法人会

消費税期限内納付

推進運動